

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンス方針に定めています。( [https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate\\_governance.pdf](https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate_governance.pdf) )

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献する。」を企業理念としており、この理念を実現するためのより良い手段としての統治機構の態勢や利害関係者との関係のあり方や規律をコーポレートガバナンスと捉えて、その整備を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しています。

【補充原則3-1-(3)】

【補充原則4-2-(2)】

現在、持続可能な社会の実現に貢献し、社会的責任を果たすため、プロジェクトを立ち上げ、カーボンニュートラルへの目標設定及び目標達成に向けた方針と組織体制の策定を行っております。同時にTCFDの枠組みに基づく開示に向け、ガバナンスの構築やリスクの特定を行うとともに、今後、戦略・指標と目標策定を進め、まとまり次第開示を予定しております。また、目標の策定に合わせ、基本方針を検討してまいります。

【補充原則4-10-(1)】

日頃の独立役員社外取締役と経営陣や監査役や監査役会との連携や、事前の説明などを経た上で取締役会においても十分に審議をつくすことで、独立役員社外取締役の適切な関与・助言を得られるものと考えております。今後、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任をさらに強化するため、任意の指名・報酬委員会設置する場合には、構成員の過半数を独立社外取締役とすることも検討してまいります。

【補充原則4-11-(3)】

現時点では実行していませんが、取締役会が実効的にその機能を果たしているかどうかを、各取締役の自己評価等も参考にして分析・評価を行い実効性の向上を図ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、取引先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、事業に必要とする株式を保有する方針です。そのため保有する株式の縮減については方針と照らし合わせて行います。

(2)政策保有株式に係る検証の内容

保有各銘柄について方針と照らし合わせ保有の適否の判断を行いました。

(3)政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使に関しては、議案の内容・合理性を検討したうえで行使します。

なお、純投資目的以外の目的で保有している株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的につきましては、有価証券報告書にて開示しております。当社の有価証券報告書はEDINETにて縦覧に供されております。( <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/> )

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役会規則や取締役会で定める稟議規程で取引の内容や金額に応じてその手続や承認について定めております。また、独立役員候補者選定や重任については、上記の手続や承認のほか一定額を超える取引があった場合にはその候補としない基準も設けております。これらのルールを適切に運用・実行することで確実な監視を行っています。

【補充原則2-4-(1)】

経営戦略を実現し、競争力を確保するための中長期的人材の育成、問題解決に積極的に取組む人材の育成、自己啓発、OJTを主軸とした教育風土の醸成を教育方針として人材の育成を図っております。

また、採用に関しては、企業理念・経営方針を実行し得る人材といった観点を重視しており、女性・外国人・中途採用者を含め、多様性の確保に向けた採用活動を行っております。現在の管理職比率は女性2%、外国人0%、中途採用者は12%ですが、現状より増加させること目標に採用活動に取り組んでまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金運用の資質を持った者で構成する代議員会にて決定した方針に基づき、利益相反取引を配慮の上、運用機関の選定を行い、選定した機関に対して専任のスタッフより指図をし、運用経過及び結果についての精査を通じて受益者の利益の最大化を図っています。また、外部研修などを適宜行うことで企業年金運用に携わるスタッフの専門性を高めています。

【原則3-1 情報開示の充実】

会社の経営理念、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方以下につきましては、コーポレートガバナンス方針に定めています。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate\_governance.pdf)

経営戦略につきましては、当社ホームページに掲載しております。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/investor-relations/strategies)

【補充原則4-1-(1)】

取締役会規則で取締役会の決議事項を定めております。また、取締役会で定める稟議規程にて、取引の内容や金額に応じての手續や承認方法を定めることで経営陣に一定範囲の事項を委任することを明確にしています。更に、必要に応じて取締役会で経営陣に委任する範囲を決議することで適時適切な業務執行ができるよう態勢を整えています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、「独立社外取締役独立性基準」を定めております。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2015/11/Independence-criteria.pdf)

【補充原則4-11-(1)】

コーポレートガバナンス方針に定めています。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate\_governance.pdf)

なお、スキル・マトリックスにつきましては、当社ホームページに掲載しております。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2022/06/skill-matrix.pdf)

【補充原則4-11-(2)】

具体的な兼任状況については、事業報告にて開示を行っています。

【補充原則4-14-(2)】

コーポレートガバナンス方針に定めています。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate\_governance.pdf)

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

コーポレートガバナンス方針に定めています。(https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2018/11/corporate\_governance.pdf)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日鉄ステンレス株式会社	872,500	13.02
日本金属取引先持株会	607,100	9.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	562,500	8.39
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	378,750	5.65
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4)	166,500	2.48
MORGAN STANLEY & CO. LLC	119,002	1.77
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	111,200	1.65
株式会社アドバネクス	102,500	1.52
ASADA株式会社	100,000	1.49
株式会社みずほ銀行	100,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <b>更新</b>	東京 プライム
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <b>更新</b>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <b>更新</b>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <b>更新</b>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川和洋	公認会計士											
永塚良知	弁護士											
假屋ゆう子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川和洋			社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
永塚良知		光和総合法律事務所所属弁護士であり、現在当社は必要に応じ同法律事務所に所属する別の弁護士より顧問契約等に基づき法律上のアドバイスを受けておりますが、その取引額は僅少であり、当社が定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な法律知識を有しており、弁護士及び他社社外取締役並びに他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
假屋ゆう子			鳥居薬品株式会社において、取締役として経営の執行・監督に携わるなど、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、経営者としての高い知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的な会合及び往査の立会いのほか、必要に応じて、会計監査人より監査体制、監査計画、監査実施状況及び監査結果などの報告を受けると共に、相互に監査に関する意見の交換を行い、監査情報の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
掛橋幸徳	その他													
砂山晃一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
掛橋幸徳		当社の筆頭株主であり主要な仕入先の重要な使用人であります。	人格識見に優れ鉄鋼業界の事情に精通しています。
砂山晃一		当社主要取引先である株式会社みずほ銀行の執行役員経験者です。なお、当社は複数の金融機関と取引をしており、金融機関からの総借入額に対するみずほ銀行の比率は、2022年3月末日現在では総借入額の25%程度となっており、主要な借入先ではありますが、他の金融機関と比べて突出してはおりません。	長年の銀行業務により専門知識を有し、他社での社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験と知見に基づき、当社監査にあたりその能力を発揮され、監査機能の充実に大いに資することを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 <span>更新</span>	4名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状ではインセンティブは導入しておりませんが、今後は当社に適切な形で業績連動型の報酬制度やストックオプションの付与などを検討課題としていきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2022年3月期に関しましては、事業報告におきまして、取締役の報酬額が124百万円であった旨記載しております。



報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要については、基本報酬と業績報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

基本報酬については、金銭による月例の固定報酬とし、職責を反映させるため、役位により基準額を決定しております。業績報酬については、当事業年度に係る支給はございませんが、1株当たり配当金50円以上を配当性向40%以下で達成した場合に、各期の最終利益の5%を目途に各取締役の基本報酬額に比例配分して算定された額の12分割した額を、金銭により1年にわたり毎月支給することとしております。また、基本報酬と業績報酬における支給割合は、職責、役位、業績等を総合的に勘案して設定いたします。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、決定方針につきましては、取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

### 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第82期定時株主総会において、月額250万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第97期定時株主総会において、月額500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名です。

### 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき取締役社長下川康志が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決裁であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには取締役社長が最も適しているからであります。また、基本報酬は役位により、業績報酬は指標により算定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、担当セクションとして監査役室(専従スタッフは1名以上)を設置しており、常勤の監査役の指示に従い、社外監査役への報告及び連絡に関する事項を担っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務の執行については、執行役員会(月2回開催)の審議及び取締役会(原則として月1回開催)の決議に基づき、取締役社長の指揮のもと、各担当取締役が業務を執行しております。各担当取締役の業務執行状況については、取締役会において業務報告を行わせることにより、取締役会による監督を行っております。

監査役による監査については、監査役会(社外監査役2名含め3名で構成)において各監査役の役割分担を定め、社団法人日本監査役協会の監査基準に準拠して監査を行っております。

内部監査については、内部監査部門として内部統制室を設置しております。現在、専従スタッフを5名とし、本格的に各部門の業務執行の内部監査を行っております。

会計監査につきましては、三優監査法人による監査を受けており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。2022年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：増田 涼恵

指定社員 業務執行社員：森田 聡

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 4名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在当社の取締役は、当社の業務に精通した者を選任し業務執行の責任者を兼ねさせることで、業務の執行を行っております。また、業務執行取締役の担当を適宜変更し、より経営情報の共有が図れるよう配慮し、より効率的な経営及びガバナンスが実践できるよう努めております。取締役会では各取締役に職務の執行状況を定期的に報告させ、各取締役が相互に監視・監督を行うと共に、社外監査役を含む複数の監査役による監査を受けつつ、取締役は適切な職務の執行を行っております。また、取締役会における独立社外取締役の比率を3分の1以上とするなど、ガバナンスの強化を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としており、スマートフォンやタブレットからの議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームに登録しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳(狭義の招集通知及び株主総会参考書類)を当社ホームページ並びに東京証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームのウェブサイトに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「株主・投資家情報」に株式情報、株主の状況、株主総会資料、IRカレンダー、決算短信、有価証券報告書、株主通信、その他適時開示情報などを掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書を作成し当社ホームページにて掲載しております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針は、2006年4月24日開催の取締役会において下記のとおり決議し、その具体的なシステムを積極的に構築してまいります。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針

1) 取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

2) 各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針

・取締役会は取締役の職務を(1)取締役会にて執行を報告すべき事項、(2)稟議により処理すべき事項、(3)前两者に属しない事項で文書(紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。)に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。

(1)に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。

(2)に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。

(3)に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、(1)及び(2)に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針

1) 各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。

2) 各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築に関する基本方針

1) 企業理念・経営方針を基盤として策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに設置し毎月2回以上開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。

2) 業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針

1) 使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。

2) 各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備の指導命令の責任を連帯して持つ。

3) 各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制構築に関する基本方針

1) 当会社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努める。

2) 国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。

3) 国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に関する基本方針

1) 常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役の職務を補助すべき者として配置する。

2) 実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置(増員)を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。

#### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。

2) 当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。

(1) 当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況

(2) 内部監査部門の活動状況

(3) 業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の内容

(4) 内部通報制度の運用及び通報の内容

(5) 稟議書及び監査役より請求された会議事録の回覧・配付

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。

2) 常勤の監査役には執行役員会、経営会議その他の重要な会議への出席を要請するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行う。

3) 監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方につきましては、法令遵守マニュアルの頂点となるコンプライアンス行動規範において以下のとおり定めております。同行動規範策定以前より、対応窓口部署は総務部としており特殊暴力防止対策協議会や顧問弁護士と連携し情報収集及び対応いたしております。

反社会的勢力との関係断絶(コンプライアンス行動規範)

(1) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

(2) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図りません。

(3) 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。

(4) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

2007年3月7日開催の取締役会において、株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」導入を決議いたしました。2007年6月開催の定時株主総会にてその有効期限を3年間とすることを承認する決議がなされ、その後更新されており、直近では2022年6月29日開催の定時株主総会にてその継続をさらに3年間(2025年開催の定時株主総会まで)とすることを承認する決議がなされております。なお、本件の詳しい内容につきましては、当社ホームページの「株主・投資家情報」に開示資料「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(<https://www.nipponkinzoku.co.jp/images/2022/05/20220525bouei.pdf>)を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1) 適時開示体制の概要

##### 決算事項

財務部が中心となり開示書類を作成し、取締役会承認の上、速やかに総務部より適時開示を行っております。

##### その他の適時開示が必要となる可能性のある機関決定すべき事項

管理本部長に決定すべき事項の目的・内容の概要を事前に報告させる体制を敷き、取締役会決議またはそれに準ずる機関決定次第、適時開示すべき事項は、速やかに総務部より適時開示を行っております。

##### 災害等の発生事項

管理本部長が情報を一元管理し、社長、各本部長及び各部門長と連携し状況の把握に努め、損益に影響を与えるなど適時開示が必要と判断される事項である場合は、速やかに総務部より適時開示を行っております。

#### 2) 経営管理組織および管理体制

財務報告に係る内部統制については、内部監査部門(内部統制室)を中心に整備・運用・評価を行い評価体制の構築を行っております。

